

株式会社小田急プラネット研修委託規約

第1条（適用）

本規約は、株式会社小田急プラネット（以下「乙」という。）に対し、乙の定める申込書に記載された甲の従業員等に対する教育研修（以下「本研修」という。）に関する次の業務（以下「本業務」という。）を委託し、乙がこれを実施する企業その他の法人（以下「甲」という。）との間の関係に適用される。

- ①本研修の企画・設計
- ②本研修において使用する教材の作成
- ③本研修の講師の手配
- ④本研修の実施
- ⑤その他前各号に関連する業務

第2条（申込み・申込み内容の確定など）

1. 甲が乙に提出する申込書は、お申込日、研修名、実施予定日（回数）、受講者人数、支払金額およびその他本業務の実施に必要な事項等をその内容とする。

2. 甲が乙に申込書を提出し、申込書記載のお申込日から5営業日以内に乙が異議を述べない限り、当該申込書記載のお申込日をもって、甲乙間の本研修に関する契約（以下、成立した契約を「本契約」という。）が成立する。なお、乙から甲に交付される「研修実施計画書」をもって本業務の内容は確定する。

3. 乙は、受託後に甲が次の各号に該当することが判明した場合、乙はその受託を取り消すことができるものとする。

- ①申込書の内容に虚偽の記載、誤記、記入漏れ等がある場合
- ②甲が実在しない場合
- ③甲が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、組員、構成員、関係者等）である場合
- ④本規約に違反した場合
- ⑤その他、乙が不適切であると判断した場合

4. 本業務完了により本契約は終了する。

5. 前各項にかかわらず、本業務に関して甲乙間で別途契約書（以下「別途契約」という。）を締結した場合、別途契約の内容と本規約の内容が異なるときは当該内容については別途契約が優先し、それ以外の本規約の内容はなお甲乙間に適用される。

6. 乙の都合による研修の実施日時、実施場所、実施内容等を変更する必要がある場合、甲と乙は双方協議の上、対応するものとする。

第3条（料金・請求方法・キャンセル料）

1. 本業務の料金は、申込書記載のとおりとする。

2. 乙は、本業務の遂行にあたり講師に関して出張が発生する場合は、前項の料金に宿泊費および交通費を含めて提示することとし、それを甲に対して実費請求できる。

3. 乙は、第1項の料金につき請求書を甲に対して発行する。
4. 甲は、前項の請求書により請求された額を請求書記載の期限までに乙の指定する金融機関の口座に振込むことにより、支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。
5. 事前に協議した以外の作業が発生した場合には、その都度甲乙が協議して書面でその額を定める。
6. 甲が研修に係る委託契約を解除する場合または研修日程を変更する場合は、以下のキャンセル料が発生するものとする。

<解除日または変更申出日とキャンセル料>

- ・開講日の 30 日前から 15 日前まで 研修委託費の 50%
- ・開講日の 14 日前から 8 日前まで 研修委託費の 80%
- ・開講日の 7 日前から当日まで 研修委託費の 100%

第4条（実施場所・設備等）

1. 本研修の実施場所は、甲の指定する施設（以下「実施場所」という。）とする。
2. 甲は、乙が実施場所において本業務を実施するために必要な設備・機材等を準備し、乙に提供する。
3. 乙は、実施場所および設備・機材等を善良な管理者の注意をもって使用し、本研修実施以外の目的に使用してはならない。
4. 本業務の実施その他本規約に関連して、乙が、乙の担当者および乙が手配する講師を甲の事務所その他甲の管理する場所に立ち入らせる必要がある場合、甲はこれに協力する。
5. 前項の場合、乙は、乙の担当者および乙が手配する講師に甲の定める規律および指示を遵守して安全と秩序を維持させるとともに、随時甲の要請に協力するよう指導する。

第5条（情報管理・機密保持・遵法義務等）

1. 乙は、本業務実施の過程で知り得た、甲の技術上、営業上その他の業務上一切の事実・資料等の情報（以下「機密情報」という。）を本業務ならびにその他本規約に定める義務の履行以外の目的に使用せず、またこれらを機密として保持し、事前に甲の書面による同意なしに当該目的を遂行する上で知る必要のある乙の役員、従業員以外に開示、漏洩等してはならず、また、一切これを第三者に開示、漏洩などをしてはならない。ただし、次の各号に該当するものについては、この限りではない。

- ①情報を入手した時点で既に公知のもの、または入手後乙の責によらずして公知となったもの
- ②情報を入手した時点で既に乙が保有しているもので、そのことが立証できるもの
- ③正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
- ④乙が独自に開発したもので、入手情報によらないもの
- ⑤法律、規則、政府ないし裁判所の命令等によって開示が義務づけられたもの

2. 乙は、甲から提供されたデータ、業務手順書、その他の資料等を甲に返還するまでの間、本業務ならびにその他本規約に定める義務の履行以外の目的に使用せず、また甲の事前の承諾なしにこれらを複製しない。

3. 乙は、前項の資料等を、責任をもって厳重に管理する。なお、乙は、本業務の実施にあたり、「個人情報の保護に関する法律」等関連する諸法令を遵守する。

4. 乙は、本業務の実施にあたり、第三者が有する特許権等の工業所有権、著作権およびその他一切の権利にも抵触しないよう留意する。万一、抵触の問題が発生し、または、発生するおそれのある場合には、直ちにその旨を甲に通知し、自己の責任と費用負担で当該問題を解決するものとし、甲およびその顧客に何らの損害を及ぼさない。ただし、当該問題が甲の責に帰すべき事由に起因する場合は、この限りではない。

第6条（教材などの権利の帰属）

本業務の履行過程において乙によって作成された教材にかかる著作権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含む）は、従前から甲に帰属する著作物を含む場合を除き、乙に帰属する。

2. 甲は、乙が実施する研修の内容および乙が提供したレジュメ等の資料等を、研修終了後に他に流用等してはならない。ただし、乙は、甲に対して本研修の実施の目的の範囲に限定して、これら著作物の利用を許諾する。

3. 甲は、乙の実施する研修業務について、写真撮影、録画、録音またはそれに準ずる行為を行わない。

第7条（権利義務の譲渡等の禁止および再委託の取扱い）

1. 甲および乙は、事前に相手方の文書による承諾を得ることなく、本規約から生じる権利および義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、担保に供し、または処分してはならない。

2. 前項にかかわらず、乙は、本規約の定めに基づきまたは予め甲の書面（電子メールを含む）による承諾を得て本業務の全部または一部を第三者に委託することができる。この場合、乙は、当該第三者に対し自己が本規約において負担するのと同様の義務を課し、当該第三者の行為（不作為を含む）について甲に対して連帯して責任を負う。

第8条（契約の解除および損害賠償）

1. 甲および乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合、書面により相当の期間を設けて催告し、なお当該事態が是正されないときは、本契約を解除し、併せて被った損害の賠償を当該相手方に請求できる。

① 正当な事由なく本規約に定める義務を履行しないとき

② 本規約への違反その他著しく不信義な行為があったとき

2. 甲および乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合、直ちに本契約を解除し、併せて被った損害の賠償を、当該相手方に請求できる。

① 支払停止もしくは手形交換所における取引停止処分、滞納処分、破産手続き開始、会社更生手続き開始、特別清算開始もしくは民事再生手続き開始、その他適用ある倒産手続き開始の申立があなされた場合、または、第三者の申立によって重要な財産に対する強制執行、競売開始決定もしくは滞納処分があなされた場合

② 法人の解散が決議された場合、または、解散命令が下された場合

③資産、信用、事業に重大な変化があり、本契約の継続が合理的に困難と認められる場合

第 9 条（中途解除・不可抗力）

1. 乙は、研修を実施し難いやむを得ない事情が生じた場合、甲に対して実施日を含めて 3 週間前までに通知することにより、研修に係る委託契約を解除することができる。
2. 乙が前項の措置をとったことにより甲または第三者が損害を被った場合でも、乙はその責任および損害賠償義務も負わないものとする。
3. 天災地変・騒乱・戦乱・労働争議・事故および事件等乙の不可抗力による一切の事態に関して、乙は甲に対して賠償責任を負わない。
4. 研修に起因して甲または受講生に生じた損害（持参した所持品の滅失、損傷、盗難、紛失、その他不可抗力による損害等を含むがこれに限らない）について、乙は一切の責任を負わないものとする。ただし、乙に故意または重大な過失があった場合は、この限りではない。

第 10 条（残存効）

本契約終了後といえども、第 3 条（料金・請求方法・キャンセル料）、第 5 条（情報管理・機密保持・遵法義務等）、第 6 条（教材などの権利の帰属）および第 12 条（国内法への準拠）の規定については、なお有効とし、甲および乙は当該条項に基づく債務を履行する。

第 11 条（協議事項）

本契約および本規約に定めのない事項もしくは本契約および本規約の各条項の解釈に関する疑義が生じた場合、甲および乙は誠意をもって協議し、これを解決する。

第 12 条（国内法への準拠）

本規約は日本国法に準拠するものとし、乙および甲は、両者の間で本規約、申込書、サービスの利用等に関して訴訟の必要が生じた場合に、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第 13 条（規約の変更）

乙は、甲との本契約期間中において本規約を変更しようとする場合、乙所定の方法で甲に告知のうえ甲の同意を得ることとする。ただし、変更内容を告知した以降も、甲が異議なく利用を継続したことをもって承諾したものとみなす。

(2020.1.1 現在)

以上